

広島県中学校教育研究会会則

第1条（名称）

本会は、広島県中学校教育研究会と称する。

第2条（目的）

本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則って自主的・創造的な教育活動を行い、本県中学校教育関係者の資質向上と、中学校教育の振興を図ることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）研究会、講習会の開催
- （2）研究調査の実施
- （3）研究成果の刊行物出版
- （4）その他本会の目的達成のための事業及び関係機関との連絡調整

第4条（事務局）

本会の事務局は、会長指定の学校におく。

第5条（組織・構成）

本会は、県内中学校に勤務する教育関係職員を構成員とし、部会を設けるものとする。

- （1）各部会は、当該部会の趣旨に賛同するもので構成する。
- （2）部会の運営に関する必要な事項は、各部会の会則において定める。
- （3）部会の会則の制定または改正は、理事会の承認を得なければならない。

第6条（役員）

本会に次の役員を置く。役員の任期は一年とし、再選を妨げない。

会長 1名 副会長 2名 理事 若干名 監査 2名
事務局長 1名 事務局員 若干名

- （1）会長、副会長は理事会の互選による。
- （2）理事は、各部会の会長及び県公立中学校長より推薦されたもの、若干名をもってこれにあたる。
- （3）監査は、県公立中学校長会推薦による。
- （4）事務局長・事務局員は、会長の推薦により、理事会の承認を得る。

第7条（役員の任務）

役員の任務は、次のとおりである。

- （1）会長は本会を代表し、会務を統括する。
- （2）副会長は会長を補佐し、会長事故のときは、その職を代行する。
- （3）理事は会務に参画する。
- （4）監査は会計を監査する。
- （5）事務局は、事務局長・事務局員で構成し、庶務・会計等の会務全般の処理を行う。

第8条（会議）

会議は理事会とし、年1回以上これを開く。理事会は、第6条の役員で構成し、会長がこれを招集する。

第9条（顧問参与）

本会に顧問または参与を置くことができる。

第10条

本会の経費は、会費・補助金及びその他の収入をもってあてる。

第11条（会計年度）

本年の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第12条（会則変更）

本会の会則変更は、理事会の4分の3以上の同意を得て決定し、県教育委員会の承認を得るものとする。

第13条（運営規則）

本会の運営について、必要な細則は別に会長が定める。

付 則

1 第5条の部会は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------|-------------|----------------|
| (1) 国 語 | (2) 社会科 | (3) 数 学 |
| (4) 理 科 | (5) 音 楽 | (6) 美 術 |
| (7) 保健体育 | (8) 技術・家庭 | (9) 英 語 |
| (10) 道 徳 | (11) 特別支援教育 | (12) 視聴覚教育 |
| (13) 学校図書館 | (14) 健康教育 | (15) 生徒指導 |
| (16) 特別活動 | (17) 人権教育 | (18) 総合的な学習の時間 |

2 本会則は、平成12年4月1日より実施する。

- | | | |
|------------|------|-----------|
| 平成13年6月29日 | 一部改正 | |
| 平成14年6月28日 | 一部改正 | (第7条, 付則) |
| 平成15年7月 3日 | 一部改正 | (付則) |
| 平成19年7月 6日 | 一部改正 | (付則) |
| 平成22年7月13日 | 一部改正 | (付則) |
| 令和 3年6月22日 | 一部改正 | (付則) |